

国分寺市民戸倉野球場指定管理者申請要項

国分寺市民戸倉野球場の指定管理について、令和6年3月31日で指定管理期間が終了します。引き続き、指定管理業務を希望する場合は、この申請要項に基づき申請してください。なお、申請に当たっては、必ず、「指定管理者制度の運用指針」（市ホームページに掲載）をよくお読みください。

1. 対象施設の名称、所在地、設置目的、規模その他施設に係る概要

(1) 施設の名称・所在地

国分寺市民戸倉野球場

国分寺市戸倉一丁目31番地1

(2) 設置目的

国分寺市体育施設条例（昭和46年条例第15号）に基づき、市民の体育及びレクリエーション等の振興を図り、健康で文化的な生活の向上に寄与するための施設です。

(3) 規模その他施設に係る概要

規模等の詳細については、別添の指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照してください。

2. 指定管理者が管理する業務の範囲

指定管理者は、対象施設の運営及び維持管理に係る次の業務を実施します。具体的内容は仕様書を参照してください。

(1) 業務の範囲

- ①施設の使用承認及び使用料の納入等に関すること。
- ②使用承認の変更及び取消しに関すること。
- ③施設使用料の減免に関すること。
- ④施設の使用に伴う利用者への便宜の寄与に関すること。
- ⑤施設、設備及び物品等の維持管理及び安全に関すること。
- ⑥施設の簡易修繕業務に関すること。
- ⑦スポーツ事業に関すること。
- ⑧その他施設の管理運営に関し、市長が必要と認めること。

(2) 業務に係る条件

- ①開館日は通年とします。ただし、国分寺市体育施設条例施行規則（平成27年規則第53号）第2条に規定する休場日は除きます。
- ②業務時間等は仕様書によることとします。

(3) 業務に係る水準

仕様書を参照してください。

3. 利用料金制に関する事項

使用料の収入は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 8 項の規定により、利用料金制を採用します。

(1) 施設使用料収入の実績	令和 元年度使用料収入	377,350 円
	令和 2 年度使用料収入	262,000 円
	令和 3 年度使用料収入	328,550 円
	令和 4 年度使用料収入	371,750 円
	<u>※4 年間の平均使用料収入</u>	<u>334,913 円</u>

4. 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 1 年間とします。

5. 指定管理費

指定期間中に市が負担する額の上限額は、以下のとおりとします。

申請の際は、この上限額以内で収支計算書における指定管理料を設定してください。

令和 6 年度 1 年分総額の上限額 530,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

6. 応募資格

- (1) 対象施設の管理運営を、安全かつ円滑に行える団体等であること。
- (2) 団体等又は代表者が、次の事項のいずれにも該当しないこと。
 - ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当するもの
 - ②申請期間において、国分寺市から指名停止措置を受けているもの
 - ③法人の場合は、最新の営業年度の法人税，消費税及び地方消費税，法人事業税，法人住民税を滞納しているもの。法人以外の団体の場合は、代表者の最新の所得税，個人住民税，個人事業税，消費税及び地方消費税を滞納しているもの（申請者の所在地が東京都特別区にある場合は、法人市民税は法人都民税，市民税は特別区民税となります。）
 - ④会社更生法（平成 14 年法律第 154 号），民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等により更生又は再生手続を開始している法人
 - ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団又は国分寺市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 21 号）第 2 条に掲げる暴力団員等及びそれらの利益となる活動を行う団体
 - ⑥国分寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年条例第 31 条）第 3 条第 2 項から第 4 項までに規定するもの

7. 申請手続

(1) 提出書類

「別表 提出書類一覧表」を参照

(2) 質問及び回答

質問は、下記提出期間内に文書により行うこととします。持参、郵送、FAX、Eメールいずれの方法でも受け付けます。回答は、FAX又はEメールで送付します。

質問受付期間 令和5年12月4日（月）から12月8日（金）まで

(3) 申請書等の提出

① 提出期間：令和5年12月4日（月）から12月12日（火）まで

午前9時から正午、午後1時から午後5時まで

※ただし、土曜日・日曜日を除く

② 提出先：国分寺市役所第三庁舎1階 スポーツ振興課

必要書類を整えて、上記窓口まで持参してください。郵送等の提出や提出期限を過ぎた場合は受け付けません（提出いただいた書類については、返却いたしませんのであらかじめご了承ください。）。

また、市が必要と認める場合は、追加の資料提出を求める場合もあります。原則として、一度提出し受け付けたものの訂正や差し替え等はできませんので、注意の上、作成処理をお願いします。

※申請に要する経費は、申請者の負担とします。

(4) 申請書類・審査に関する情報公開等

提出された書類等は、指定管理者制度の運用指針に記載のとおり、国分寺市情報公開条例（平成11年条例第33号）の規定に基づく情報公開対象文書、市ホームページ及びオープンナーにおける公表文書並びに市議会の委員会審査における提出資料となります。

8. 指定管理者候補者の選定等

(1) 資格審査

次に該当する申請は、資格がないものとします。

- ① 資格要件を欠くもの又は提出書類に不備があるもの
- ② 提出書類に虚偽の記載があったもの
- ③ その他選定に係る不正行為があったもの

(2) 選定委員会による審査

市が設置する指定管理者候補者選定委員会で、下記の事項について評価基準に基づき評価を行います。選定の際の評価の基準は、次のとおりとします。

- ① 団体等の理念・姿勢
- ② 団体等の安定性

- ③団体等の継続性
- ④団体等の運営の透明性・公平性
- ⑤団体等の運営における法令等の遵守状況
- ⑥運営実績
- ⑦効率的・効果的運営への取組状況
- ⑧受託への熱意・意欲
- ⑨事業運営の独創性
- ⑩施設管理の安全性への配慮
- ⑪利用者への対応状況（接遇・苦情対応）
- ⑫社員等の育成状況
- ⑬個人情報保護対策状況
- ⑭自主事業等の提案
- ⑮障害者の雇用状況
- ⑯高齢者の雇用状況
- ⑰管理運営に必要な提案金額
- ⑱環境への配慮
- ⑲地域雇用の状況（現状及びこれからの計画）
- ⑳災害時の対応
- ㉑地域との連携

(3) プレゼンテーション

今回の募集において、プレゼンテーションは実施いたしません。

(4) 選定結果の通知

選定結果は、申請者に書面で通知します。審査内容及び選定理由についての問合せにはお答えできません。

9. 選定後の手続等

(1) 仮協定書の締結

指定管理者の候補者を決定後、速やかに仮の協定書を締結します。

(2) 市議会の議決

指定管理者の候補者を選定後、指定に係る議案を市議会に提出し、市議会の議決を得ます。ただし、議決を得るまでの間に、指定管理者の候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者の候補者の選定を取り消すことがあります。

なお、議決を得ることができなかった場合において指定管理者の候補者が支出した費用等については、当該候補者の負担とします。

(3) 本協定の締結

指定管理者の指定及び本協定締結は、議会の議決後に行います。

10. 仮協定書及び本協定書で締結する事項

- (1) 市の条例・方針等の遵守に関する事項
- (2) 指定期間に関する事項
- (3) 事業及び管理業務の実施内容に関する事項
- (4) 施設の安全対策に関する事項
- (5) 災害等の緊急時の対応に関する事項
- (6) 苦情対応に関する事項
- (7) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (8) 業務実施状況等の確認に関する事項
- (9) モニタリング・評価に関する事項
(利用者アンケート調査の実施及び事業実施状況の自己評価)
- (10) 指定管理者に支払うべき管理費用に関する事項
- (11) 施設使用料の扱いに関する事項
- (12) 事故等に係る損害賠償請求に関する事項
 - ・ 指定管理者と利用者との間に生じた損害賠償に関する事項
 - ・ 指定管理者と市との間に生じた損害賠償に関する事項
 - ・ 期間の途中で相手から解約の申出があった場合の損害賠償に関する事項
- (13) 指定の取消しや指定期間満了により指定管理者が変更になる場合に、従来の指定管理者に対して、管理運営に必要な事項等について新指定管理者に引継ぎを行う義務を課すための事項
- (14) 原状回復に関する事項
- (15) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (16) 権利・義務の譲渡の禁止等に関する事項
- (17) 個人情報の保護に関する事項
- (18) 情報公開に関する事項
- (19) 文書の管理・保存の徹底に関する事項
- (20) 監査委員による監査に関する事項
- (21) その他特に必要な事項（具体化したサービス水準等）

11. 指定管理者に係る基本事項

- (1) 関係法令の遵守

指定管理業務の実施に当たっては、地方自治法、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、国分寺市体育施設条例、国分寺市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例、国分寺市情報公開条例、国分寺市オンブズパーソン条

例、国分寺市公共調達条例（平成 24 年条例第 35 号）、国分寺市暴力団排除条例その他関係法令を遵守するとともに、公平性の保持、安全確保に努めていただきます。

(2) 管理人員

仕様書を参照してください。

(3) 指定管理に係る経費

選定された指定管理者が申請の計画で提示した業務を実施するために必要な経費額を基に、指定管理費、支払時期及び支払方法等を協定により定めます。

(4) 業務の委託

包括的な業務の委託は認められません。個別の業務（清掃・保守点検業務等）の委託については、事前に市との協議が必要です。

(5) 障害者差別解消法等に基づく対応

指定管理者制度導入施設は、市が設置した公の施設であることから、指定管理者においても、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）及び東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（平成 30 年東京都条例第 86 号）に基づき、不当な差別的扱いの禁止と合理的配慮の提供について適切に対応する必要があります。

(6) 責任者氏名の公開

指定管理者の指定後、施設管理者等の責任者氏名は公開となります。

(7) その他

指定管理者が行う施設の管理の適正を期するために、本市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定管理者の指定を取消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じることがあります。

12. その他特記事項

(1) 賃貸借物件の取扱い

対象施設は、土地を借用しています。このため、維持管理に当たって所有者との協議が必要な場合は、市が主体となって協議しますが、説明のために同行を求める場合があります。

(2) 事前準備等

指定管理者となる団体等は、本協定締結後速やかに必要な準備業務を行ってください。準備業務には、現指定管理者及び市職員との引継ぎ、指定管理者の職員の教育・訓練等を含みます。なお、準備業務に係る経費は、指定管理者の負担となります。

(3) 地域雇用の推進

新たに人員を雇用する際は、市内在住者の雇用を推進してください。

(4) 接触の禁止

本件業務に係る市職員との接触により、申込み及び選定についての情報を不正に入手する等の事実が認められた場合、失格や指定の取消しとなります。

13. 担当課

〒185-8501

国分寺市戸倉一丁目6番地1

国分寺市市民生活部スポーツ振興課

電話：042-325-0111 内線 278

F A X：042-323-9062

Eメール：sports@city.kokubunji.tokyo.jp